

No.	ページ 項目	質問・指摘	回答	参照資料	林野庁 Q&A (R7/3/31版) 該当項目
1	P2 1.※2)	“「主な部材」に木材を使用した場合は、全てクリーンウッド法の対象になります” に関して「主な部材」とはどの部分か？	「主な部材」の定義は、右記の「家具・紙等ガイドライン」のP4 2.家具・紙等の対象物品について（４）「主たる部材」についての考え方 に定義されています。家具や戸を構成する部材の中で主要なものをさし、P6、7の別表 1, 2 に詳細が示されています。	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）	34,35
2	木材等の 定義	基材が対象外（MDF等）で、表面が突板貼りのドアの場合、製品に占める突板の重量比は非常に小さいですが、突板は対象となるか？	「家具・紙等ガイドライン」P5（6）建材・建具の定義から除かれるもの に「化粧繊維板・化粧パーティクルボード」が記載されています（改行されていないのは転記ミスのため、修正を要請中）。よって突板仕上げの化粧MDFも対象外であり、ドアパネルの他の部材（芯材など）に木材等が使用されていなければ、ドアパネルも対象外となります。	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）	40
3	木材等の 定義	突板貼りフローリング（表面：突板貼り、基材：合板）は、現行クリーンウッド法では、50%ルール適用で、基材部分のみ合法性確認が必要と解釈しているが、改正法では、50%ルール撤廃で、基材と突板の両方とも、合法性確認が必要となるのか？	改正前後共に法令に「フローリングのうち、基材に木材を使用したもの」が対象と定義されています。表面材・裏面防湿層などを除いた「基材」で対象か対象外か判断します。また、改正前も「家具・紙等ガイドライン」のルールである50%ルールはフローリングには適用されていません。フローリングはMDFやパーティクルボードなどが基材であれば表面材の種類によらず対象外です。合板が基材の場合は対象になり、表面材が突板の場合は基材（合板）・表面材（突板）共に合法性確認が必要になります。	施行規則第2条1項4号	38
4	木材等の 定義	新たに追加された「戸および枠」について、フラッシュ芯材などパネル本体の一部に少量使用している合板やLVLが「木材等」に該当するのかわ？	戸の主たる部材であるパネル本体に合板・LVLなどの「木材」を少量でも使用していた場合、その製品（戸）は合法性確認の対象製品となり、使用する合板・LVLについては合法性確認が必要となります。レバーハンドルや引手などは主たる部材に含まれないので、木材を使用しても合法性確認は不要です。詳細は「家具・紙等ガイドライン」P4（2）戸及びその枠の考え方、（4）「主たる部材」についての考え方、P7 2. 戸の主たる部材の例 を参照してください。	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）	35
5	第2種木材 関連事業の 運用	対象製品が木材等に該当する場合、合法性確認の管理、情報提供はどうすればよいかわ？	右記の「運用説明資料」P53（PDF54枚目）を参照ください。 第2種木材関連事業者の努力義務は、合法性に関する情報の受取・保存・伝達です。 ① 合法性確認木材等か否かの情報を受け取る（伝達されてこない場合は情報提供をリクエスト） ② 情報の保存 「合法性確認木材等であるか否か」について、紙または電子媒体で遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時までに記録を作成し、作成の日から5年間保存する。 ③ 情報の伝達 「合法性確認木材等であるか否か」を電子メールやFAXを送信、クラウド上にアップロードし当該URLを伝達します。補完的に「運用ガイド」の手法もご活用ください。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	-
6	木材等の 定義	MDF 基材は木材等に該当しない、という事で宜しいでしょうか	パーティクルボード、繊維板、リサイクル材、化粧紙、メラミン化粧板の樹脂含浸紙、ペーパーハニカムはクリーンウッド法における木材等に該当しません。右記の「家具・紙等ガイドライン」P6を参照ください。	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）	41

No.	ページ 項目	質問・指摘	回答	参照資料	林野庁 Q&A (R7/3/31版) 該当項目
7	P4 改訂理由	平成29年版「運用ガイド」P4 個別の取引に関する情報（納品書、契約書等の品名・品番等）が2024年版では削除されたのはなぜか？	改正クリーンウッド法において、第2種木材関連事業者が川下の事業者へ合法性確認木材を納品する場合は、納入製品が「合法性確認木材であるか否か」の「情報伝達」が必要になります。情報伝達は納入先への1対1での通知によるものとされ、例えば以下の方法があります。 ・メールなどで納入先に直接送る ・納品書の備考欄に「クリーンウッド法合法性確認済」と印字 ・製品梱包に「クリーンウッド法合法性確認済」と印字 「運用説明資料」P53（PDF54枚目）を参照ください。 本運用ガイドで示すHPを活用して、カタログとの照合により合法性確認済であることを間接的に伝える方法は、P8補足資料4.にある取引先への通知とセットで活用することで情報伝達と同様の運用となります。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	-
8	P3 合法性の 表記	「クリーンウッド法合法性確認済」という表現を使わなければいけないのか？	「運用ガイド」P3の「A.合法性に関する表記」や「B.説明の例」は、林野庁、経産省と協議を重ねて承認頂いた内容ですので、これらについては是非、業界共通の表記としていただきたいです。	-	-
9	P4 相対品の 情報提供	第2種木材関連事業者のカタログ該当品以外はどうすればよいのか？	必ずHPやカタログなどを用いて伝えなければならないというわけではありません。相対品は、納入仕様書や個別の取引のたびに納品書やメールで直接お客様に合法性確認情報を伝えることも可能です。一覧表を紙情報や電子情報で多数の取引先様に送るなどの方法も「情報提供」の方法として実施可能です。運用ガイドP8 補足資料4 右下の「※相対製品等のHPに情報を公開していない場合」を参照ください。	-	-
10	P4 情報提供	HP等を保持していない第2種木材関連事業者はどうすればよいのか？	必ずHPやカタログなどを用いて伝えなければならないというわけではありません。納入仕様書や個別の取引のたびに納品書やメールで直接お客様に合法性確認情報を伝えることも可能です。一覧表を紙情報や電子情報で多数の取引先様に送るなどの方法も「情報提供」の方法として実施可能です。運用ガイドP8 補足資料4 右下の「※相対製品等のHPに情報を公開していない場合」を参照ください。	-	-
11	P4、8 取引先への 情報提供	合法性情報については出荷証明の発行やサプライチェーンへの説明が必要となるのか？実施する場合はどのような手法がよいのか？	出荷後のサプライチェーン全体への情報提供は不要です。出荷先（木材等の譲り渡し先）に対しては、合法性情報の伝達として下のような方法があります。 ・メールなどで納入先に直接送る ・納品書の備考欄に「クリーンウッド法合法性確認済」と印字 ・製品梱包に「クリーンウッド法合法性確認済」と印字 「運用説明資料」P53（PDF54枚目）を参照ください。 本運用ガイドで示すHPを活用して、カタログとの照合により合法性確認済であることを間接的に伝える方法は、P8補足資料4.にある取引先への通知とセットで活用することで情報伝達と同様の運用となります。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	-
12	P5 下段	海外から直接（商社等を通さず）、（丸太ではなく）合板やLVLを輸入した場合、弊社は第一種事業者になるのか？	合板やLVLはクリーンウッド法の「木材等」に該当するのでこれらを直接輸入する事業者は「第1種木材関連事業者」です。「運用説明資料」P18（PDF19枚目）を参照ください。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	-
13	P4、7 登録番号	「登録等」の欄に「第1種登録木材関連事業者○○○○」と記載がありますが、「○○○○」は登録番号を記載するか？	○○○は登録番号の記入を想定しています。登録番号に関する情報提供は努力義務ですので、登録していない場合や登録していても記載したくない場合は、記入しなくても問題ないです。「運用説明資料」P56、57（PDF57、58枚目）を参照ください。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	80

No.	ページ 項目	質問・指摘	回答	参照資料	林野庁 Q&A (R7/3/31版) 該当項目
14	P5 上段	改正法では木材等の輸入や、丸太の国内調達をする場合はすべて、会社として第1種木材関連事業者になるのか？	P5上段の図は、改正前後の大きな違いを分かりやすく示すために掲示しています。図の通り、丸太の仕入れや木材等の輸入を行って床材等の対象製品に加工して販売する場合は、第1種木材関連事業者としての義務が発生します。丸太の仕入れや木材等の輸入を行っていても、クリーンウッド法の対象外の製品を製造する場合などは第1種木材関連事業者の義務が課されません。詳しくは「運用説明資料」P41（PDF42枚目）を参照ください。	運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	19
15	木材関連 事業者	LVL・集成材などの木材を直接輸入して、キッチンの製造・販売を行う場合は、木材関連事業者に該当するのか？第1種木材関連事業者の義務が適用されるのか？	クリーンウッド法の対象製品である「木材等」（木材または家具・紙等の物品）ではない製品を製造するために、丸太の仕入れや木材等の輸入を行っても、第1種木材関連事業者の義務は課されません。 木材等に該当しない製品の例は「家具・紙等ガイドライン」P4（5）家具の定義から除かれるもの、P5（6）建材・建具の定義から除かれるもの、P8フロー図を参照ください。 第1種木材関連事業者の義務が課されない場合に関しては「運用説明資料」P41（PDF42枚目）を参照ください。	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行） 運用説明資料（R7.3月版）：合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の改正について	19
16	第1種/第 2種木材 関連事業 者の混合 の合法性 確認等	資材を直接輸入する第1種木材関連事業者となる調達と木材関連事業者から購買する第2種木材関連事業者としての調達がある場合、情報伝達の内容はどのように整理すべきか？（特に原材料情報に関して、どう伝えるべきか？）	第1種と第2種双方の調達がある場合（どちらも合法性確認木材等、第1種調達は原材料情報すべて収集済）は、合法性確認結果については「合法性確認済」、原材料情報の記録に関する情報については、「第1種として合法性確認を行った木材について原材料情報すべて収集済」とお伝えください。詳しくは「Q&A（R7/3/31版）」No.83を参照ください。	（別添）第1種/第2種双方の調達がある場合の対応について	26, 83
17	第2種木 材関連事 業者の努 力義務	木材関連事業者からのみ調達を行う第2種木材関連事業者の合法性確認等の運用は努力義務という位置づけで、やることも改正前と同じなのか？	改正後も第2種木材関連事業者の役割は努力義務であることは変わりませんが、運用内容として「1対1での情報伝達」が必要となったため、その対応が必要となります。その場合、本運用ガイドで示すP8補足資料4. にあるように、カタログ表記やHPでの情報提供に加えて、取引先への通知を行うことで「1対1での情報伝達」と同様の運用となります。	-	-

No.	ページ 項目	質問・指摘	回答	参照資料	林野庁 Q&A (R7/3/31版) 該当項目
18		<p>2017年の旧クリーンウッド法に関して、「日本建材・住宅設備産業協会」と「リビングアメニティ協会」が連名で「建材・住宅設備メーカーの為のクリーンウッド法運用ガイド」を出されています。この中で木材等を使用している対象から外れるものとして</p> <p>-----</p> <p>対象外製品の目安</p> <ul style="list-style-type: none"> ・面材系：壁材・腰壁、天井材（軒天井を含む）、 ・建具系：建具（室内ドア、クローゼット扉、間仕切、玄関ドアなど）、建具枠 ・階段系：スライドタラップ、ロフトタラップ、階段ユニット（側板、桁、巾木、踏板、踊り場、上段框、蹴込板などの部材を含む） ・造作材系：巾木、回り縁、出隅、入隅、額縁、見切、窓枠、窓台、無目枠、カーテンボックス、笠木、手摺ユニット、長押、鴨居、敷居、縦枠、付け柱、畳寄、框、式台、カウンター（板状で壁等に固定するもの）、棚板（押入等に設置するもの） ・家具系：建材・家具以外の機能が付加されたもの（掘こたつユニット、床暖房、床下収納ユニット、畳コーナーユニットなど） ・エクステリア系：濡れ縁、ウッドタイル、デッキパネル ・化粧板：化粧繊維板・化粧パーティクルボード <p>-----</p> <p>と記載があります。これは、改正クリーンウッド法においても適用されるのでしょうか？改正クリーンウッド法ガイドラインでは「家具以外の機能が付加されたものと、化粧板以外は対象になると思いますが。」</p>	<p>建材・建具の定義から除かれるものは「家具・紙等ガイドライン」P5（6）建材・建具の定義から除かれるものとして記載されています。ご質問中の対象外製品の目安のうち、「建具系」は今回の改正において「戸及びその枠」が対象物品に追加されたため、ガイドラインでも削除されています。</p> <p>それ以外の面材系、階段系、造作材系、家具系、エクステリア計、化粧板は従来通りクリーンウッド法の対象外で変更ありません。</p>	<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）</p>	
19		<p>6mmのMDFに0.25の突板を貼った突板合板は対象外という事でしょうか？ 階段の蹴込板として販売中です。</p>	<p>基材がMDFである化粧板は突板張りでもクリーンウッド法の対象外です。「家具・紙等のガイドライン」P5（6）建材・建具の定義から除かれるものに「化粧繊維板・化粧パーティクルボード」が記載されています。</p>	<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）</p>	
20		<p>4・6・12mm合板に0.25の突板を貼った突板合板はどういう扱いになりますでしょうか？ 階段の蹴込板・家具の背板・内装化粧材として販売中です。</p>	<p>対象物品である合板と突板を接合した突板合板は、クリーンウッド法の対象になりますが、階段の蹴込板として販売する場合は、クリーンウッド法の対象外となります。</p>	<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）</p>	
21		<p>ダイライトに0.25の突板を貼った突板合板は対象外という事でしょうか？ 内装突板材として販売中です。</p>	<p>対象外物品であるダイライトと対象物品である突板を接合した突板合板の場合、用途が内装化粧板（床を除く）であれば、クリーンウッド法の対象外となります。</p>	<p>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」に基づく合法性確認木材等の普及に向けた家具・紙等の物品の製造、加工、輸入、輸出又は販売に関するガイドライン（令和6年6月28日発行）</p>	

(別添)第1種/第2種双方の調達がある場合の対応について

【与件】 第1種調達と第2種調達がある

調達材すべて合法性確認木材等かつ第1種調達は原材料情報すべて確認済工場1と工場2は同一の「木材等」を製造（同シリーズのドアパネルなど）

■改正後の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（令和7年4月1日施行）に係るQ&A（令和6年12月27日）

No	分類	質問	回答
64	複雑な伝達	第1種事業者として譲り受けた材（1種材）と第2種事業者として譲り受けた材（2種材）を合わせて譲り渡す場合、どのように伝達するのか。	<p>情報伝達について1種材は義務、2種材は努力義務ですが、出荷製品全体に対して行うことが望ましいと考えられます。</p> <p>○合法性確認結果について、1種材と2種材の結果に応じて下記のような伝達が考えられます。</p> <p>〔伝達例〕</p> <p><u>1種材（合法性確認木材等）+2種材（合法性確認木材等）の場合：合法性確認木材等である</u></p> <p><u>1種材（合法性確認木材等）+2種材（合法性確認木材等でない）場合：合法性確認木材等と合法性確認木材等でない木材等である</u></p> <p>○原材料情報の記録に関する情報については、1種材に関してのみ行えばよいので、「<u>第1種として合法性確認を行った木材について原材料情報がいくつ収集できています（原材料情報のうち樹種と証明書は収集できています、等）</u>」など、一部ですとすることを明記して伝達してください。</p> <p>※クリーンウッド法では第2種事業者が原材料情報の記録に関する情報を伝達する制度とはなっていないため、2種材については合法性確認結果のみを伝達いただきます。</p>

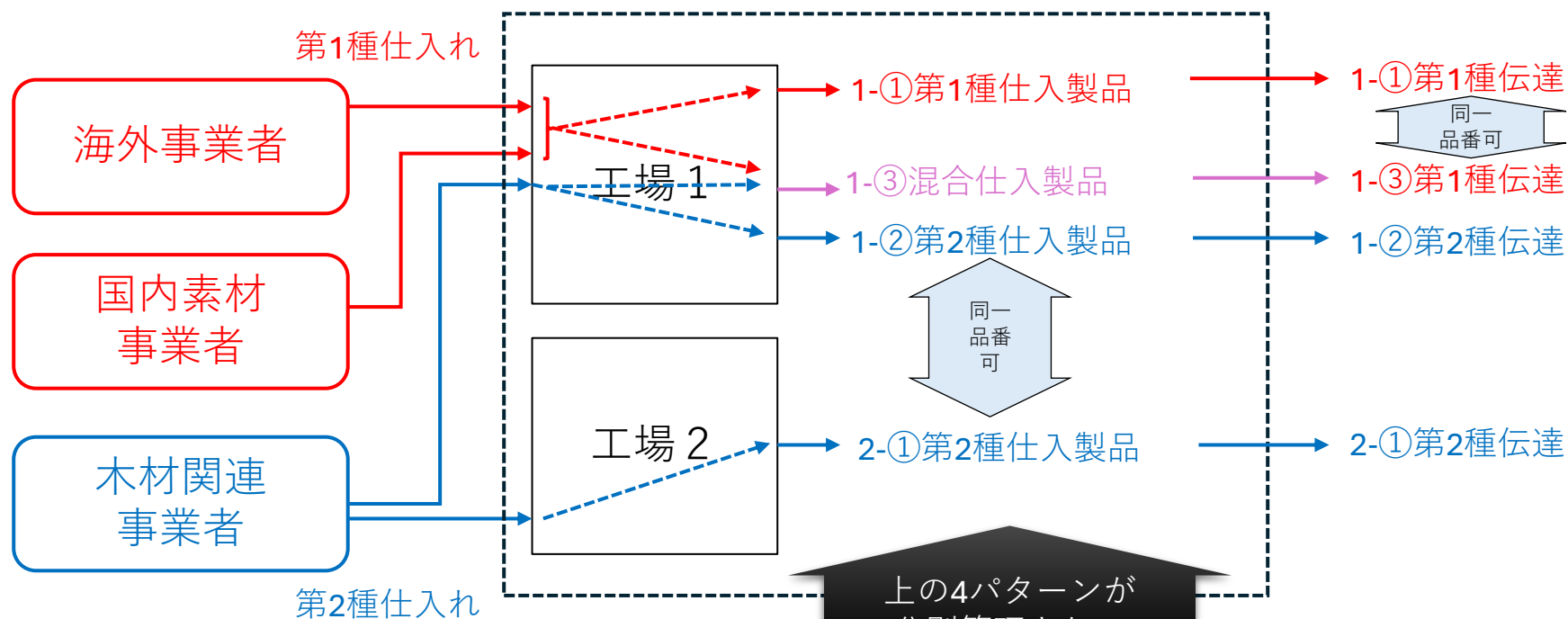


- 第1種伝達**：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認
 →「CW法合法性確認済」「第1種調達の原材料情報はすべて収集済」※混合調達もカバー可。
- 第2種伝達**：木材等に該当し、合法性確認木材等を確認
 →「CW法合法性確認済」

【与件の整理】

工場1と工場2は同一の「木材等」を製造しており、調達材はすべて合法性確認木材等である。（例：2工場で同シリーズのドアパネルを製造）

【パターン1】 第1/2種仕入れ資材、製造製品どちらも分別管理ができる場合

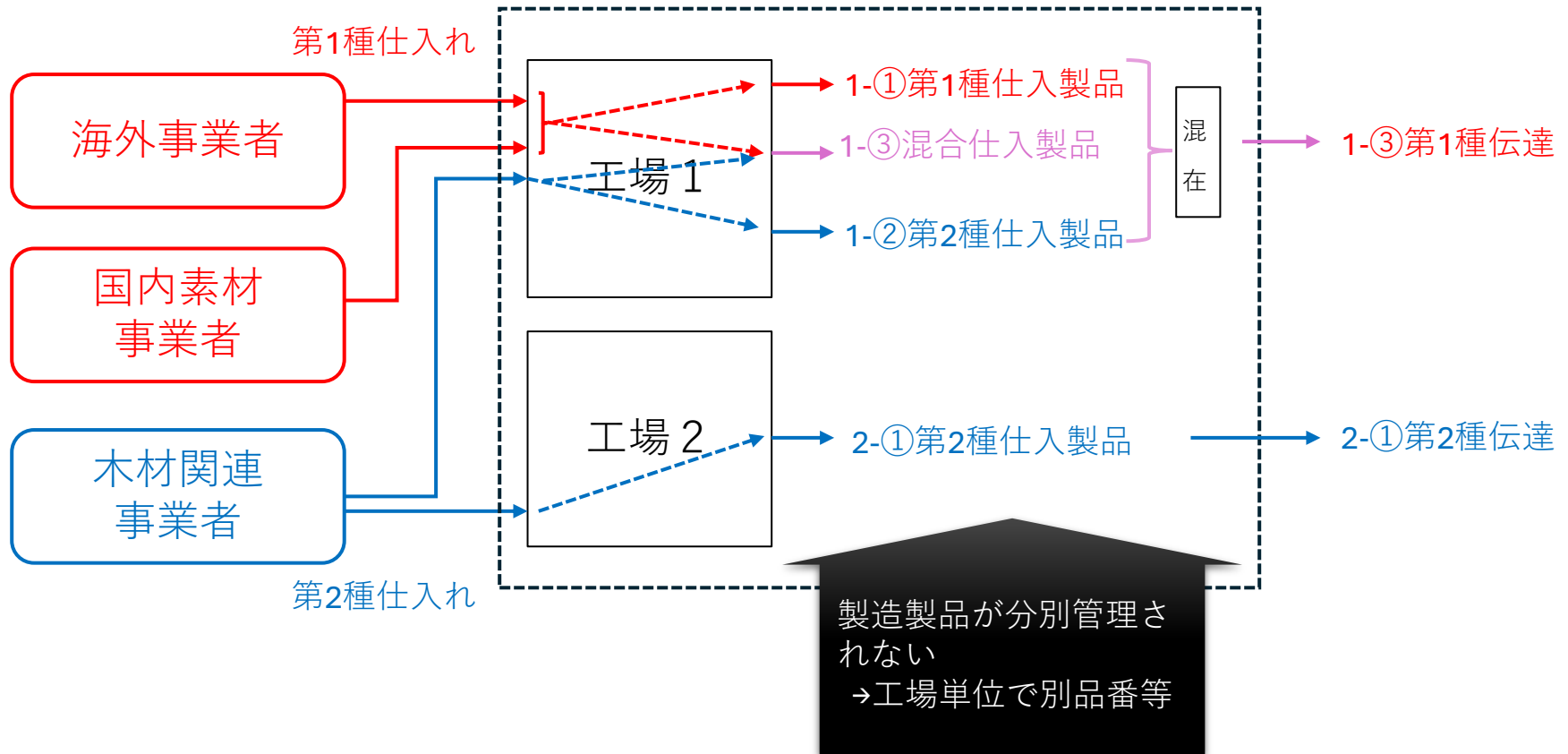


第1種伝達：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」「第1種調達原材料情報はすべて収集済」

第2種伝達：木材等に該当し、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」

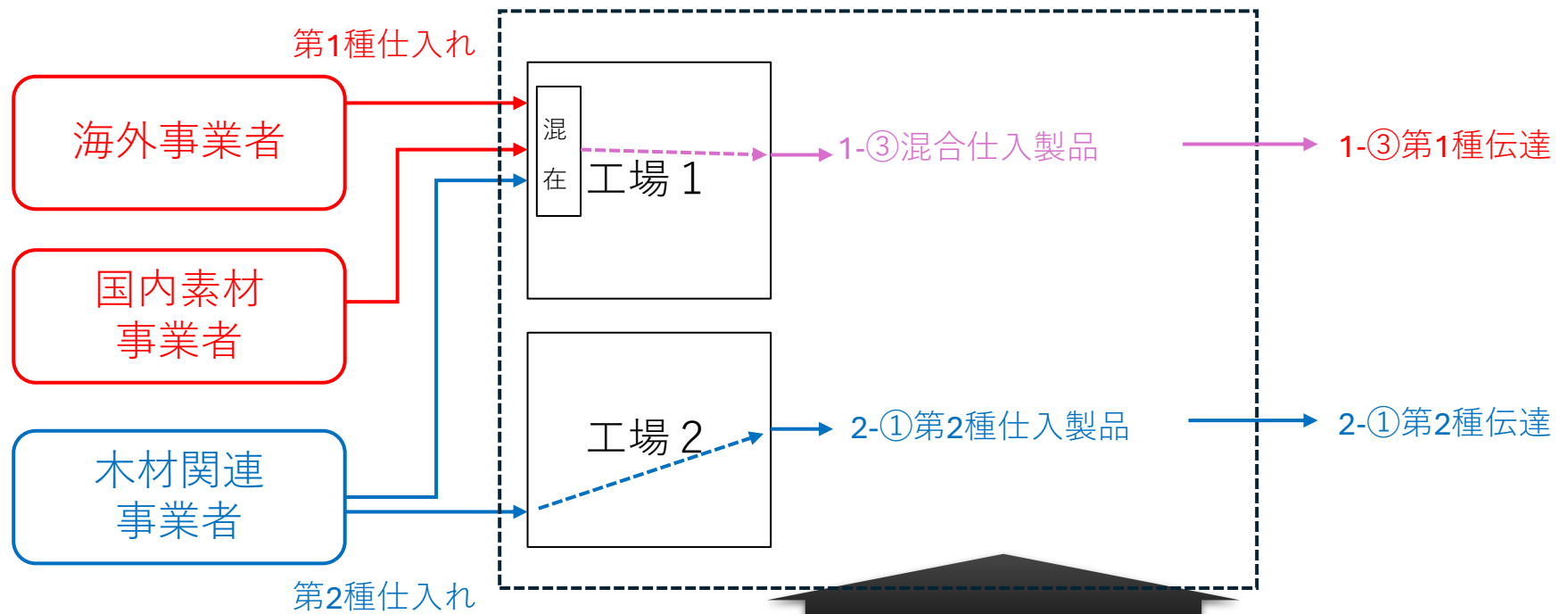
【パターン2-①】

第1/2種仕入れ資材は分別管理するが、製造製品は分別管理できない（しない）場合



第1種伝達：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」「第1種調達の原材料情報はすべて収集済み」
第2種伝達：木材等に該当し、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」

【パターン2-②】 工場内で第1/2種仕入れ資材の分別管理できない（しない）場合

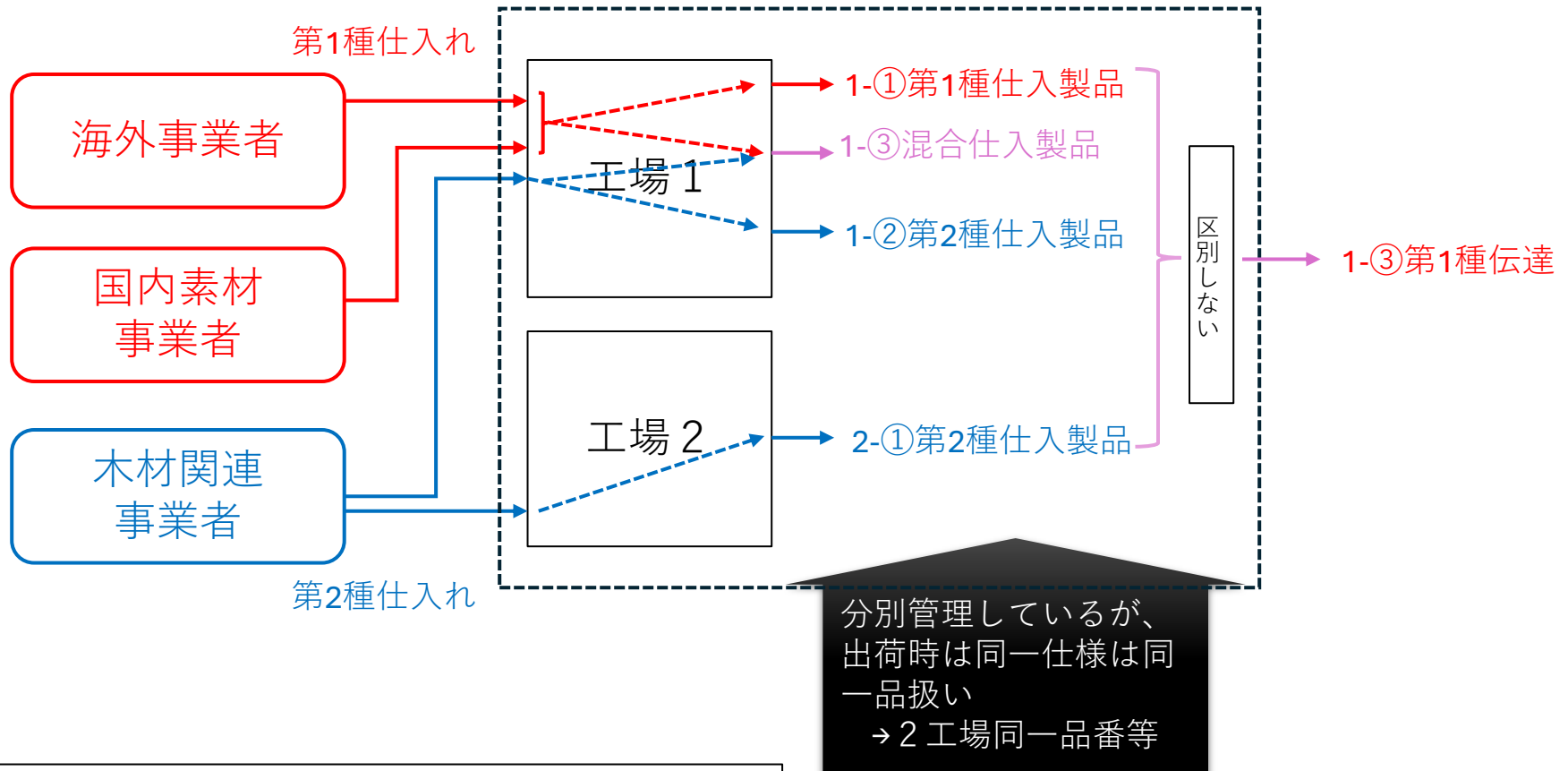


工場内で調達した資材が分別管理されない
→工場単位で別品番等

第1種伝達：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」「第1種調達の原材料情報はすべて収集済み」
第2種伝達：木材等に該当し、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」

【パターン 3-①】

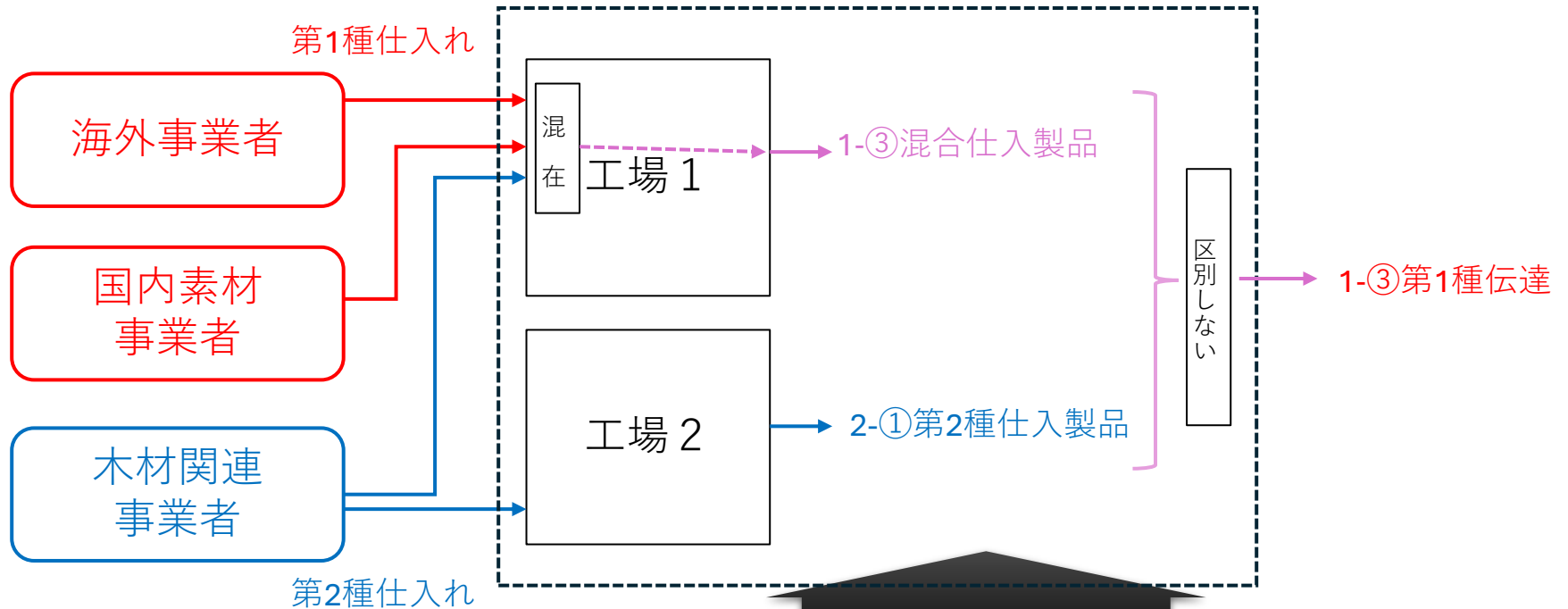
第1/2種仕入れ資材は分別管理するが、製造製品は2工場で区別しない
(同一品扱い) 場合



第1種伝達：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」「第1種調達¹の原材料情報はすべて収集済み」

【パターン3-②】

対外的に2工場製品を同一仕様として出荷する場合



違う工場で製造しても
製品は区別しない
→2工場同一品番等

第1種伝達：木材等に該当し、収集した原材料情報に基づき、合法性確認木材等を確認→「CW法合法性確認済」「第1種調達^①の原材料情報はすべて収集済み」